

令和4年度第4回 旭川市雪対策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和4年11月28日(月) 18:30~19:15
- 2 開催場所 旭川市役所総合庁舎 議会棟第2委員会室 (旭川市6条通9丁目)
- 3 出席者 **【委員】** 12名
飯野委員, 井上委員, 上田委員, 大野委員, 奥平委員, 帯川委員, 葛西委員, 谷委員,
堤委員, 中田委員, 松林委員, 武藤委員
【事務局】 7名
幾原雪対策担当部長
澤渡土木部次長(土木事業所長)
(雪対策課) 時田課長, 高垣課長補佐, 熊澤課長補佐, 伊藤課長補佐, 村形主査
- 4 欠席者 **【委員】** 3名
田中委員, 中込委員, 若栗委員
- 5 傍聴者等 傍聴者2名, 報道記者2名
- 6 議題 雪対策を推進する条例について(答申)案
- 7 資料 次第
資料1 雪対策を推進する条例について(答申)案
資料2 (仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案 新旧対照表
- 8 会議録(要点) 別紙のとおり

会議録（要点）

1 事務局から報告

本日の出席委員数が過半数を超えており本審議会が成立していること、本日の審議会も公開かつ傍聴できることとしており、傍聴者の定員を5名としていること、本日の傍聴者数が2名であること及び前回審議会の会議録配布について事務局から報告。

2 開会

ただいまから、令和4年度第4回旭川市雪対策審議会を開会する。

3 議題

会長の進行のもと、議題について、資料1、2に基づく事務局からの説明及び、市内各地区の除雪連絡協議会における雪対策を推進する条例に関する質疑について事務局から口頭での報告後、「雪対策を推進する条例について（答申）案」を審議した。議事進行は次のとおり。

【会長】

事務局から、雪対策を推進する条例についての答申案の説明がありました。答申書の内容として、市長から諮問を受けての審議経過や、諮問内容の「条例制定の是非」と「盛り込むべき事柄」についての当審議会の結論、そして別紙の「(仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案」については、前回審議での意見を踏まえ修正した内容となっています。今回の審議で答申をまとめることから、この答申案について一つ一つ確認していきたいと思います。まず、答申の鑑と答申書の本文ですが、皆さんから御意見や御質問等はありませんか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

それでは、事務局案のとおりとします。次に答申書の別紙となる「(仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案」について、前回の審議を踏まえた修正箇所を中心に確認していきたいと思います。

まず私から提案した条例制定の背景を前文として入れてはどうかとの意見については、前文としての記載は難しいが、骨子案のパブリックコメントや除雪連絡協議会など市民の意見を聴取する際には、条例の背景等を記した前回審議会の資料を用いるなどして積極的に伝えていきたいとの説明がありました。皆さん御意見等はいかがでしょうか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

それでは、そのように進めてもらいたいと思います。

次に、「1 目的」で、雪に関する課題や、除排雪、雪処理、雪対策など、文言の使い分けを整理すると良いと委員から意見があり事務局で整理していますが、こちらはいかがでしょうか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

それでは文言の整理はこのとおりとします。

次に、「2 定義」ですが、(1) 市民の定義の「滞在」については、旅行者など滞在者の雪処理で除排雪の支障になることは想定しにくく、又はあっても稀な状況と考えられ、役割をあえて規定する必要性に乏しいものとして削除したこと、(4) 地域活動団体で、社会福祉協議会やボランティア団体は当てはまるのかとの意見については、まちづくり基本条例ではどのような団体が地域活動団体に当たるのか具体的な定義付けはされておらず、この雪対策基本条例で定義付けることは困難だが、まちづくり推進協議会では地区社会福祉協議会をはじめ商工会、農業団体など広範囲の様々な団体が活動していること、(5) 地域除雪活動で、ボランティア活動など包括できる表現にできないかとの意見については、雪対策基本計画で包括できるよう記載しており、条例では現状の表現とすることとしたとの説明がありました。

こちらについて御意見、御質問はありますか

【各委員】

※意見等なし

【会長】

それでは事務局案の表記のとおりとします。

続いて「3 市の役割」、「4 市民の役割」、「5 事業者の役割」ですが、市の役割の情報発信その他啓発活動は市が単独で行う項目なので、「努める」から「推進する」と表現を強めたということの説明がありました。この市、市民、事業者の3者の役割については、このような表記でよろしいですか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

それでは事務局案の表記のとおりとします。

次に、「6 遵守事項」と「7 指導及び勧告」についてですが、こちらは、市内部の協議による文言修正のみとなっていますが、こちらについて御意見等がありますか。

【委員】

先日、私の地区で除雪連絡協議会の総会がありました。その中で条例の話が出ましたが、「罰金を取られるのではないか」ということを一番心配していました。罰則は定めず指導の規定を明記すること、指導しても雪出しが続く場合は警察と連携や罰則を検討していくこと、この内容で良いと思います。

【委員】

遵守事項(3)で、「敷地内における雪の堆積場所の確保や融雪施設の設置などの対策により」と、ここだけが手段が書かれていて分かりづらいので、この部分を削り市民や事業者の遵守事項として直接的に記載した方が良いのではないかと感じます。この文言を条例に書いた方が、市がいろいろな補助や施策を実施する場合に有意義なのだと思えば、(4)として「雪の堆積場所や融雪施設の設置に努める」など努力義務を別に設けると良いのではないのでしょうか。

【事務局】

この「敷地内における雪の堆積場所の確保や融雪施設の設置」の文言については、以前の審議の中で義務化したら良いのではないかと御意見に対し、義務化は難しいので努力義務規定として設けることとした経過があり、御意見を反映させる趣旨で文言を加えたものです。

雪出しや路上駐車は分かりやすいと思いますが、土地の確保や融雪層の設置などを義務付けることもできない中で、敷地内の雪処理はなかなかイメージしづらく、手段を例示した方が分かりやすいという意味合いもあります。

【会長】

はい。それでは、この文言は残す形とします。

他に御意見等がなければ、「6 遵守事項」と「7 指導及び勧告」については事務局案のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

はい。次に「8 関係機関との連携」と「9 財政上の措置」です。こちらは誤字の修正のみですが、この内容でよろしいでしょうか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

はい。それでは、最後にこの骨子案について、全体を通して御意見等がございますでしょうか。

【委員】

ところどころで、「市または国及び北海道」から「市、国及び北海道」に変更されていますが、ちょっと意味合いが違うのではという気がします。

【事務局】

市内部の条例の担当と協議する中で、ABCを併記する場合、「A、B及びC」の表記になるとの指摘があり、修正したもので、三者並列の意味合いに変わりはなく、文法上の処理となります。

【会長】

指摘を受けて修正したもので、他の条例でも同様の表記となっているということですね。分かりました。

他に御意見、御質問はありますか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

(仮称)旭川市雪対策基本条例の骨子案について、皆さんの御協力のもと、「1 目的」から「9 財政上の措置」まで検討し、骨子案を固めることができました。これで答申案にかかる審議を終わりたいと思います。

4 その他

事務局より、今回確認いただいた文言に基づき答申書として整理すること、誤字脱字、文字のつながり等は会長と相談して整理したい旨を報告した。また、答申書の提出は、審議会を代表して会長と副会長に御出席いただき、市長に手交を予定している。委員の任期期間中の12月中旬までの実施を予定しており、日程が決定した後、御案内するので、出席を希望する委員は事務局まで連絡をいただきたい旨を説明した。

なお、閉会に先立ち、各委員に対し、雪対策を推進する条例の答申の取りまとめに加え、2年間の任期満了を迎えることを踏まえ、旭川市雪対策基本計画の改定など、数多くの重要事項について審議が行われたことへの雪対策担当部長からの謝辞があった。

また会長から、この審議会を通して、市民目線で雪対策の課題や解決の方向性などを審議し、共有できたこと、雪対策を推進する条例骨子案の取りまとめに至ったことについて、委員への謝意があった。

5 閉会

【会長】

以上で令和4年度第4回雪対策審議会を閉会します。